

# 居宅介護支援契約書

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」と略します。）と居宅介護支援事業所コスモス（以下、「事業者」と略します。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援の内容について、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、次のとおり契約を締結します。

## 第1条（居宅介護支援の目的）

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の支援を行います。

## 第2条（契約期間）

1. 契約期間は以下のとおりとします。

契約の開始日：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

契約の満了日：\_\_\_\_\_利用者の要介護認定有効期間の満了日\_\_\_\_\_

2. 契約の満了日の7日前までに、利用者から解約の意思表示がない場合は、事業者が利用者に対して契約更新の意思を確認し、次の要介護認定の有効期間満了日まで契約を自動的に更新することとします。

## 第3条（居宅介護支援の担当者）

1. 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下、「担当者」と略します。）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援の提供に努めます。
2. 事業者は、担当者を選任または変更する場合は、利用者の状況及びその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により担当者を変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
3. 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持ってその職務を遂行するよう指導するとともに必要な措置を講じます。
4. 担当者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から呈示を求められたときは、いつでも身分証を呈示します。

## 第4条（居宅サービス計画「ケアプラン」の作成又は変更等）

1. 事業者は、次に定める事項を担当者に担当させ、適切な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成及び変更を行います。
  - (1) 介護サービス等に関する相談及び説明
  - (2) 居宅サービス計画（ケアプラン）作成又は変更にあたっての訪問及び状況把握
  - (3) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供
  - (4) 居宅サービス計画（ケアプラン）原案の作成又は変更及び説明
  - (5) サービスの実施状況の把握及び居宅サービス計画（ケアプラン）等の評価
  - (6) 給付管理
  - (7) 要介護認定の申請に係る必要な援助
2. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は予防に資するよう居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
3. 事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更が必要と判断した場合又は利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、利用者の希望や意見を尊重するとともに事業者と利用者の双方の合意をもって、速やかに居宅サービス計画（ケアプラン）を変更するとともに必要な調整連絡等を行います。

4. 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者等への連絡調整等を行います。
5. 事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）の内容について、利用者又は利用者の家族に懇切丁寧に説明し、同意を得たうえで当該計画を利用者に交付します。

#### **第5条（居宅介護支援の提供方法）**

1. 事業所は、居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ利用者又は利用者の家族に対し、運営規定の概要、その他利用者がサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得ることとします。
2. 事業者は、居宅介護支援の提供の際には、利用者の提示する介護保険被保険者証により要介護認定の有無、有効期限等の確認を行います。
3. 前項について事業者は、利用者の要介護認定の申請が済んでいない場合又は更新及び区分変更にかかる申請が必要な場合には、利用者の意思を踏まえて、要介護認定の申請に必要な支援を行います。
4. 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、作成後2年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその写しを利用者に交付します。
5. 事業所は、本契約書第13条に定める契約の終了にあたり、必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、前項に掲げる居宅介護支援の提供に関する記録の写しを利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等への交付又は介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

#### **第6条（利用料及び利用者の自己負担等）**

1. 事業者が行う居宅介護支援に要する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
2. 前項の費用について、介護保険法の法定代理受領の規定により、事業者に対して介護保険制度から直接給付が行われる場合は利用者の自己負担はありません。
3. 前項の規定に関わらず、介護保険料の滞納等により事業者が法定代理受領による給付が受けられない場合には、利用者は居宅介護支援に要する費用の全額を事業者に一旦支払うものとします。その場合、事業者はサービス提供証明書を利用者に交付します。
4. 利用者が負担すべき費用のうち、関係法令に基づいて定められたものが契約期間中に変更になった場合は、関係法令に従い改定後の額が適用されます。

#### **第7条（施設入所への支援）**

事業者は、利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、利用者に施設の紹介その他必要な支援を行います。

#### **第8条（緊急時の対応）**

事業者は、現に居宅介護支援の提供を行っているときに利用者の容体に急変が生じた場合又は緊急の対応が必要な場合には、速やかに必要な措置を講じます。

#### **第9条（秘密保持及び個人情報の保護）**

1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者の家族に関する秘密及び個人情報について、利用者の生命及び身体に危険がある場合等正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においても第三者に漏らすことはありません。
2. 事業者は、利用者又は利用者の家族に関する個人情報の取り扱いについては、使用する目的を定めるとともに、その範囲内において必要最小限で使用するものとし、保管については厳重に行うこととします。
3. 前項の規定に関わらず、あらかじめ利用者及び利用者の家族から文書により同意を得た場合には、事業者はサービス事業者等との連絡調整において必要となる情報をサービス事業者等に提供することができます。

## 第 10 条（中立義務）

事業者は、居宅介護支援の提供にあたり、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類に偏ることのないよう、又は特定の居宅サービス事業者を利用するように利用者を誘導又は指示する等、特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことのないよう公正中立に業務を行います。

## 第 11 条（利用者の解約権）

1. 利用者は、事業者に対して 7 日間以上の予告期間を持って文書で通知することにより、本契約書第 2 条第 1 項に定める契約期間中いつでもこの契約を解約することができます。ただし、利用者の容体の急変又は緊急の入院や入所等やむをえない事情がある場合には、予告期間が 7 日間以内の通知であってもこの契約を解約することができます。
2. 前項の規定に関わらず、次の事由に該当した場合には、利用者は事業者に文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
  - (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
  - (3) 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
  - (4) 事業者が破産申立をした場合。
  - (5) 事業者が指定権限者より介護保険事業の指定を取り消された場合。

## 第 12 条（事業者の解約権）

1. 事業者は、やむをえない事情がある場合は、利用者に対して 30 日間以上の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
2. 前項の規定に関わらず、事業者は、利用者又は利用者の家族等が事業者やサービスの従業者に対し、契約を継続し難い不信行為を行った場合は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
3. 事業者は、契約の解約又は終了に際しては、利用者が指定する他の居宅介護支援事業者又はその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者と連携し、利用者に対して必要な支援及び便宜の提供をします。

## 第 13 条（契約の終了）

1. 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
  - (1) 本契約書第 2 条第 2 項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合。
  - (2) 本契約書第 11 条に定める解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合。
  - (3) 本契約書第 12 条に定める解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合。
  - (4) 次のいずれかに該当することにより、利用者に居宅介護支援サービスを提供することができなくなった場合。
    - ① 利用者が介護保険施設又は医療施設に入所又は入院した場合。但し、利用者の容体の急変又は緊急の入院や入所等やむをえない事情による一時的な入院や入所等で、居宅での生活を営むために継続して退所又は退院支援を行う必要がある場合を除く。
    - ② 利用者が認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護サービスを受けることとなり、入所した場合。
    - ③ 利用者が小規模多機能型居宅介護サービスを利用する場合。
    - ④ 利用者が要介護（要支援）認定により、自立又は要支援と認定された場合。
    - ⑤ 利用者が要介護認定の更新認定を受けなかった場合。
    - ⑥ 利用者が亡くなった場合。

#### **第14条（損害賠償）**

事業者は、居宅介護支援の提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失が認められない場合はこの限りではありません。

#### **第15条（苦情対応）**

1. 利用者は、事業者が提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て、または相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
3. 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

#### **第16条（利用者代理人）**

利用者は、代理人を選任し、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

#### **第17条（裁判管轄）**

この契約に関する紛争は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一裁判所とすることをあらかじめ合意します。

#### **第18条（契約外条項など）**

1. この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他の関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。
2. この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

#### **附則**

- 2012年4月 改訂  
2013年4月 本契約書第3条の一部改変  
2014年4月 本契約書第3条及び第13条一部改変  
2015年4月 「重要事項説明書」及び「個人情報の利用目的」改訂  
2018年4月 「重要事項説明書」改訂  
2019年7月 「重要事項説明書」改訂  
2019年10月 「重要事項説明書」改訂  
2021年4月 「重要事項説明書」改訂  
2024年4月 「重要事項説明書」及び「個人情報の利用目的」改訂